特別養護老人ホーム山科すみれ園

感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する指針

1. 総則

特別養護老人ホーム山科すみれ園（以下「施設」という。）には、感染症などに対する抵抗力が弱い高齢者も生活されており、集団で生活される以上、感染が拡大しやすい傾向にあります。このような前提に立ち施設では、感染症及び食中毒を予防する体制施設内の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

1. 基本方針

感染症及び食中毒の予防まん延防止のために担当者を定め、委員会を設置して施設全体で取り組みを行う体制を講じます。また定期的に感染対策の評価や見直し、訓練などを行い、対応力の向上にも努めることとします。

1. 感染症及び食中毒の予防まん延防止委員会について

　　感染症対策担当者：健康管理課より選任（2024年度担当 健康管理課長 藤林剛）

委　員：施設長・看護職員・医師・生活相談員・介護士・管理栄養士・施設ケアマネージャー、事務員より選任

　　開　催：隔月開催（偶数月）に1回の開催を定期とし、必要に応じて随時開催

　　役　割：①施設内感染防止対策及び発生時対応の立案

　　　　　　②指針・規定・マニュアル等の作成及び見直し

　　　　　　③感染防止対策に関する職員への研修の企画及び実施（年2回+新任時）

　　　　　　④入居者及び職員の健康状態の把握

　　　　　　⑤新規入居者の感染症の把握と対応策の検討

　　　　　　⑥発生時の施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

　　　　　　⑦各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

　　その他：職員の健康管理として

　　　　　　①全職員への結構診断の実施（年１回、夜勤に従事する介護士は年2回）

　　　　　　②インフルエンザ予防接種の効果・副作用説明と希望者への接種機会確保

　　　　　　③職員が感染症に罹患している場合は、感染経路の遮断のための完治まで、適切な処置を講じます。

1. 平常時の衛生管理（標準予防策）

**【施設内の衛生管理】**

　　当施設では、感染症及び食中毒の予防まん延防止のため、施設内の衛生保持に務めます。また、手洗い場や汚物処理室、トイレなどの整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気・清掃・消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管

理、清潔の保持に努めます。

**【介護・看護ケアと感染症対策】**

介護・看護の場面では、手洗いや手指消毒の重要性を職員一人一人が理解し、徹底して行います。また必要に応じてマスクを着用します。血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、感染予防に留意し、適切な方法で対処します。入居者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

　**【面会者・外来者への対応】**

　　面会者や外来者には、入館時に手洗い・手指消毒をして頂き、マスクを着用するなど、衛生管理を尊守して頂ける様に求めます。

1. 感染症発生時の対応

感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

①「発生時の状況把握」…入所者・職員の健康状態の把握

②「まん延防止のための措置」…嘱託医への連絡、必要に応じた施設内消毒

③「有症者への対応」…嘱託医への連絡、必要に応じた医療機関への受診

④「関係機関との連携」…嘱託医、保健所、法人等への報告や対応相談・指示確認

⑤「行政への報告」…市役所・保険者・県の施設関係課への報告

次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。（報告書式は京都市指定様式）

1. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合
2. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が１０名以上または全利用者の半数以上発生した場合
3. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意。

〈報告する内容〉

ア．感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

イ．感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ．上記の利用者への対応や施設における対応状況等

なお、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又

はその疑いのある者を診断した場合は、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止における各職員の役割

　施設内において、感染症・食中毒の予防・まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 | 体制の総括責任、感染症発生時の行政報告 |
| 嘱託医師 | 診断・処置方法の指示、各協力病院との連携 |
| 看護職員 | 医師、協力病院との連携、ケアの基本手順の教育と周知徹底、衛生管理・安全管理の指導、外来者への指導、予防対策への啓発活動、早期発見・早期予防の取り組み、経過記録の整備、職員への教育 |
| 生活相談員 | 医師・看護職員と連携を図り、予防・まん延防止対策の強化、緊急時連絡体制の整備（行政機関・施設・家族）、発生時及びまん延防止の対応と指示、経過記録の整備、家族への対応、各職種別教育 |
| 介護職員 | 各マニュアルにそったケアの確立、生活相談員・看護職員・栄養士・調理員との連携、利用者の状態把握、衛生管理の徹底、経過記録の整備 |
| 管理栄養士 | 食品管理・衛生管理の指導、食中毒予防の教育・指導の徹底、医師・看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供、緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関）、経過記録の整備 |
| 事務員 | 施設内の環境整備・備品の整備 |

1. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針はホームページにて公表する。

附則

2024年３月１日より施行